

姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画

〔目次〕

1 基本目標 1～生きがいを感じながら暮らすための支援の充実

＜介護予防活動及び高齢者福祉施策について＞

- (1) 介護予防に関する認識の変革
- (2) 高齢者の通える場があるまちづくり
- (3) 高齢者を取り巻く環境の充実
 - ① 生き生きとした暮らしのための支援
 - ② ひとり暮らし高齢者に対する支援事業
 - ③ 在宅高齢者に対する事業
 - ④ 介護保険制度を補完する事業

2 基本目標 2～困りごとを地域全体で受け止める体制の構築

＜地域包括ケアシステム-地域包括支援センターについて＞

- (1) 地域包括支援センターの配置
 - ① 地域包括支援センターの配置
 - ② 基幹型地域包括支援センター、準基幹地域包括支援センターの設置
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
 - ① 地域包括支援センターの体制確保
 - ② 専門性を生かした地域包括支援センターの運営
 - ③ 地域包括支援センターの評価・助言指導
- (3) 世代や分野を超えたつながりの構築
 - ※「共生社会の実現」からより具体的な文言に修正します。
 - ① 相談機能の強化・支援体制の充実
 - ② 他分野との連携

3 基本目標 3～地域で暮らし続けるための支援の充実

＜地域支援事業及びリハビリテーション提供体制について＞

- (1) 多様なサービスの活用
 - ① 地域ケア会議推進事業
 - ② 生活支援体制整備事業

- ③ 地域リハビリテーション活動支援事業
- ④ 介護予防・生活支援サービス事業
- ⑤ 認知症初期集中支援事業

(2) リハビリテーション提供体制の充実

- ① ケアマネジャーとリハビリテーション専門職との連携強化
- ② 地域リハビリテーション活動支援事業

(3) 多職種によるチームケアの提供

- ① 医療介護連携会議
- ② 入退院時の取組
- ③ 日常の療養に関する取組
- ④ 看取りに関する取組
- ⑤ 医療・介護関係者への支援

4 基本目標 4～認知症とともに暮らす地域の実現

<認知症施策について>

(1) 認知症にやさしい地域づくり

- ① 認知症に関する理解の促進
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 地域づくりの推進
- ④ 認知症の人からの発信支援
- ⑤ 若年性認知症施策の強化

(2) 認知症になるのを遅らせるための取組

- ① 通いの場の充実
- ② 認知症の早期発見・早期対応の取組

(3) 認知症になっても地域で暮らし続けるための取組

※「認知症になっても進行を緩やかに」から「症状」ではなく「人」を焦点にした文言に修正します。

- ① 適時・適切な医療・介護の提供
- ② 介護者への支援
- ③ 認知症バリアフリーの推進

基本目標 1 生きがいを感じながら暮らすための支援の充実

1 介護予防に関する認識の変革

取組の方向性(課題)

- 高齢者が要介護状態になる原因は、前期高齢者では生活習慣病を起因とする脳卒中が多いですが、後期高齢者になると、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するなどの状態（フレイル）を原因とするものが増加します。そのため、中・壮年期からの生活習慣病予防の継続に加え、今後は、後期高齢期におけるフレイル予防を強化する必要があります。
- フレイルは、「社会的フレイル（閉じこもり）」「身体的フレイル（サルコペニア）」「心理・精神的フレイル（うつ・認知機能低下）」の要素があり、個人によって様々な順序で出現しますがフレイルの間は可逆的であるのが特徴です。
- その予防には、ボランティアなどの社会的役割を持つことや、定期的な運動、地域の「通いの場」への「参加」などの一次予防が必要とされています。
- しかし、本市では 85 歳以上になると外出機会が減る高齢者が増加していることから、「通いの場」である「いきいき百歳体操」と「認知症サロン」への参加促進を行い、フレイル予防につなげます。
- 加えて、市民向け講座などの健康教育の場でフレイル予防に関する啓発・周知を進めると共にフレイルの危険因子を持つ人等を早期に発見し改善を図る取組を進めます。

取組目標

目標指標	現在値（令和元年度）	目標値（令和 5 年度）
① 高齢者の通いの場の参加率		8 %
② 健康教育の回数		

実施事業等

● 介護予防普及啓発事業

高齢者を中心とした地域住民等に対して、介護予防に関する意識啓発や知識の普及を図ります。特に後期高齢期においての通いの場への参加等の必要性を周知するために市民向け講座や講演会を開催しその立上げを支援します。

● 地域介護予防活動支援事業

いきいき百歳体操と認知症サロンを地域の身近な場所の通いの場として高齢者が継続して参加できるよう、生活機能の低下に関する危険因子の早期発見とその対応について取組を強化します。

- **地域リハビリテーション活動支援事業**（別掲 P.15）

- **高齢者への保健事業と介護予防の一体的な実施**

生活機能の低下する危険因子がある者に対して、必要に応じて医療保険や保健部局と連携して保健指導につなげる体制を構築します。

2 高齢者の通える場があるまちづくり

取組の方向性(課題)

- 高齢者の介護予防には、運動に限らず趣味や娯楽などの通いの場に継続して参加することが効果的であると言われています。
- 本市では、運動器の機能維持・向上に主眼を置いたいきいき百歳体操を住民主体の通いの場の1つとして平成24年から運営支援を開始し、令和2年3月現在465か所でいきいき百歳体操が開催されています。
- また、令和2年度から、閉じこもりや社会的孤立の予防のために認知症サロンの運営支援を強化し令和2年10月（現在箇所数計測中）の認知症サロンが開設され、地域の通いの場の役割を果たしています。
- これらの通いの場は、高齢者が継続して参加することで介護予防の効果が得られますが、全ての高齢者の支援を地域包括支援センターがその役割を担うことは困難です。
- そこで、本市では、高齢者自身がボランティアとして通いの場の運営を担い、高齢者自身の通いの場への継続参加を支援する機能の強化が必要となります。また、現状では大多数の高齢者が通いの場に参加していないため、その効果は限定的となっています。そのため、介護予防に意識の低い高齢者を通いの場に誘導すると共に、フレイル等で通いの場への参加が中断することを予防するための取組が必要となります。

取組目標

目標指標	現在値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
① 「いきいき百歳体操」グループ数		
② 「通いの場」のボランティア数		

実施事業等

- **地域介護予防活動支援事業（再掲）**

- **介護支援ボランティア事業**

高齢者の生活を支援するための介護施設や地域でのボランティア活動に対して、40歳以上のボランティア（あんしんサポーター）にポイントを付与します。高齢者自身の介護予防活動の促進

の視点から、ボランティアの活動範囲や養成方法を見直し、ボランティア活動を行う高齢者の増加を図ります。また、ボランティアを入口に就労への移行を希望する場合の支援も検討していきます。

- **認知症サロンの運営支援**（別掲 P.22）

- **通いの場の参加者ポイントの付与**

高齢者の通いの場への参加の動機付けとして参加ポイントの付与を検討していきます。

- **介護予防事業施策評価事業**

第三者を交えて、介護予防事業の実施状況や目標の達成等について評価、検証します。

3 高齢者を取り巻く環境の充実

取組の方向性(課題)

- 定期的な運動や通いの場への参加等が、フレイル予防に効果的であることは先に述べたとおりですが、高齢者実態意向調査の結果において、ほとんど外出しないと回答した一般高齢者は 5.1%、要支援者は 16.0%いました。
- また、昨年と比べて外出の回数が減ったと感じている一般高齢者は 24.1%、要支援者は 59.0%と、身体状況の変化等で生活スタイルも大きく変わることが伺えます。
- 本市では、趣味や娯楽を目的とした外出機会を創出し、高齢者が生き生きと生活することができる事業を実施します。
- 一方、外出が困難な高齢者、特にひとり暮らしであっても在宅生活の不安を解消し、安心して住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援を行います。
- 近年急速に進んでいる少子高齢化の状況を考慮しつつ、できるだけ継続した事業実施となるよう、必要に応じた見直しも検討します。

取組目標

目標指標	現在値	目標値
① ほとんど外出しない人の割合 (高齢者実態意向調査)	一般高齢者 5.1% 要支援者 16.0% (令和 2 年 1 月調査)	減少 (令和 5 年 1 月調査予定)
② 外出が減ったと感じる人の割合 (高齢者実態意向調査)	一般高齢者 24.1% 要支援者 59.0% (令和 2 年 1 月調査)	減少 (令和 5 年 1 月調査予定)

実施事業等

(1) 生き生きとした暮らしのための支援

明るく活力ある社会の実現に向けて、高齢者が健やかで自立した生活を送りながら、生き生きと活動できるよう事業を実施します。

● 高齢者施設優待券交付事業

65 歳以上の方に、市の施設の入場料が無料となると共に、緊急時の連絡先やかかりつけ医を記入できるカードを発行します。

● マッサージ等施術助成事業

健康と爽やかな生活を確保するため、70 歳以上の希望者に対し、姫路保険鍼灸^{しんきゅう}マッサージ師会に加入する施術所で利用できる助成券を交付します。

● 高齢者バス等優待乗車助成事業

社会参加と生きがいづくりに利用するため、75 歳以上の方に、バス・電車及び船舶の中から希望する優待乗車証を交付します。身体状況により、タクシーも選択できます。

● 夢前福祉センターの管理運営

健康づくり・生きがいづくり及び仲間づくりを支援するために、身体機能の維持・増進を図り、助言・指導及び講習を行います。

● 老人福祉センターの運営（生涯現役推進室、保健福祉政策課）

市内 4 か所のセンター（すこやかセンター、楽寿園、家島老人福祉センター、香寺健康福祉センター）で、各種相談、教養講座の実施及びレクリエーションの提供を行います。

● 生涯現役フェスティバルの開催（生涯現役推進室）

高齢者の社会参加と生きがいづくりに資するため、生涯現役に関する意識啓発を図るとともに、高齢者が積極的に参加できるイベントを開催します。

● 姫路市高齢者作品展の開催（生涯現役推進室）

高齢者の創作意欲の向上を図り、生きがいを高めることを目的として、毎年 8 月に作品展を開催します。

● 公民館活動（生涯学習課）

公民館は、様々な事業や活動を通じて、共にふれあい、また地域の連帯感を醸成する場として大きな役割を担うとともに、「地域の生涯学習の場」として、「健康・福祉」を含め、教養講座・地域講座・文化講座等の様々な講座を開催します。

(2) ひとり暮らし高齢者に対する支援事業

在宅で生活しているひとり暮らし高齢者の生活の質の向上を図り、住み慣れた地域で安心して

暮らすことができるよう、様々な支援を行います。

- **ひとり暮らし老人入浴サービス事業**

65 歳以上のひとり暮らしの方に、市内の公衆浴場（6 施設）で利用できる入浴券を 4 枚交付します。

- **ひとり暮らし老人給食サービス事業**

地域の高齢者のふれあい・交流を深め孤独感を解消し、生きがいの高揚を図るため、校区ごとに給食の配達や会食の場を提供します。

- **見守り安心サポート事業**

65 歳以上のひとり暮らし等の方に、緊急事態等に対する不安を解消し、安心して日常生活を送ることができるよう、安心コール（緊急通報機器）を貸与します。安心コールを使って、看護師等の専門職が待機するコールセンターへ通報することで、24 時間 365 日健康等に関する不安を相談することができます。また、緊急時にはコールセンターが協力員と連携しながら救急車の出動を要請し、速やかな救助を行います。

- **老人日常生活用具給付事業**

身体上または精神上日常生活を営む上で、支障のあるひとり暮らしの方等に、電磁調理器等の日常生活用具を給付することで日常生活の便宜を図り、事故の未然防止を目指します。

（3）在宅高齢者に対する事業

在宅生活の質の向上を図るため、高齢者や介護者を支援することで、住み慣れた地域で安心した生活の継続を目指します。

- **買物支援サービス事業**

公共交通機関の利用が不便な地域で、日常の食料品等の買物が困難な高齢者への支援を行う事業者に対して補助金を交付することにより、住み慣れた地域で高齢者が安心して生活できる環境の維持を図ります。

- **高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業**

市営住宅（蒲田、白浜南、清水谷）及び県営住宅（東阿保、勝原、清水谷）の一部に整備されているシルバーハウジング（計 119 戸）に生活援助員を派遣し、入居者に対して生活相談、安否確認等のサービスを実施します。

- **在宅高齢者介護手当**

要介護 3 以上の認定を受けた 65 歳以上の寝たきりや認知症の方を、在宅で介護している方に手当を支給することで、当該介護者又は在宅高齢者の精神的・経済的負担の軽減に努めます。

(4) 介護保険制度を補完する事業

介護保険事業や介護予防・生活支援サービスの対象外でも、在宅生活を継続するための支援が必要な高齢者や介護者に対して、安心して生活を送ることができるような支援を行います。

- **自立支援ホームヘルプサービス**

対象者に調理や買物などの軽易な日常生活上の支援を行うことで、自立した生活の継続を可能にすると共に、要介護状態への進行の予防へとつないでいきます。

- **生きがいデイサービス事業・ミニデイサービス事業**

地域ごとにデイサービスセンターや公民館、老人福祉センター等で、日常生活訓練や健康チェック、趣味活動、健康体操、給食などのサービスを提供することで、社会的孤立感の解消や自立生活の助長を図り、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう努めます。

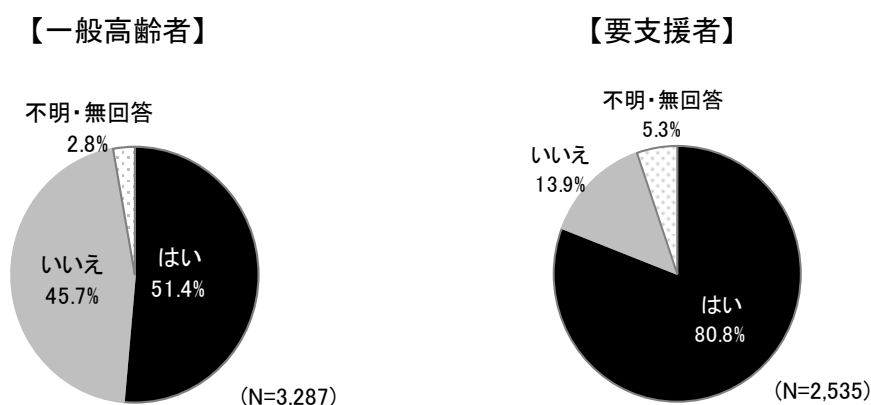
基本目標2 困りごとを地域全体で受け止める体制の構築

- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制、地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上となる「2025年を目途に構築を」とされてきました。そして、その2025年が、すぐそこに迫っています。
- 姫路市としての地域包括ケアシステムを強化し、2025年、さらにその先の2040年も見据えて持続的に必要なサービスが提供できる体制を構築していきます。

1 地域包括支援センターの配置

取組の方向性(課題)

問 地域包括支援センターを知っていますか（高齢者実態意向調査）



- 高齢者分野の困りごとへの相談対応をはじめとした様々な支援を行う地域の中核機関として、地域包括支援センターを市内23か所に設置しています。
- 高齢者実態意向調査において、一般高齢者については51.4%、要支援者については80.8%の人が地域包括支援センターを「知っている」という結果でした。要支援者となり、サービスが必要になったときに地域包括支援センターの存在を知る、つまり、「介護サービスの相談先」としての認知度は高いと考えられます。
- 地域包括支援センターの役割は介護サービスの相談先だけではありません。地域包括ケアシステムのコーディネーターとして、高齢者分野の困りごとを地域で受け止める役割を果たすものが地域包括支援センターであり、地域包括支援センターが、介護サービスの相談先以外の役割として地域で認識されることが必要です。

取組目標

目標指標	現状値	目標値
地域包括支援センターを知っている人の割合 (高齢者実態意向調査)	一般高齢者 51.4% 要支援者 80.8% (令和 2 年 1 月調査)	一般高齢者 要支援者と同程度 要支援者 増 (令和 5 年 1 月調査予定)

実施事業等

(1) 地域包括支援センターの配置

引き続き、高齢者人口の規模等に応じて地域包括支援センターを設置します。

- 今後も高齢者人口の増加に応じ、担当区域の見直しを行っていきます。
- センターの設置場所は、できる限り公共施設内での設置を進めることとし、地域包括支援センターの運営は、必要な専門職を配置した上で、適切に運営することができると認められる法人に委託して行うものとします。
- センターの開所は、市役所本庁の開庁日及び開庁時間としていますが、それ以外の時間は転送電話等に対応し、地域住民に対する緊急時の相談等に対応します。
- 地域包括支援センターの役割を、広報活動等で地域に伝えていきます。

(2) 基幹型地域包括支援センター、準基幹地域包括支援センターの設置

地域包括支援センターの機能の強化を図るため、基幹型地域包括支援センター及び準基幹地域包括支援センターを引き続き設置します。

● 基幹型地域包括支援センターの設置

市直営で設置し、個別の担当圏域は持たず、各地域包括支援センターの後方支援業務を担います。各地域包括支援センターに対する技術的支援やセンター間の総合調整等を行うことで、地域の最前線に立つ各地域包括支援センターの機能強化を図ります。

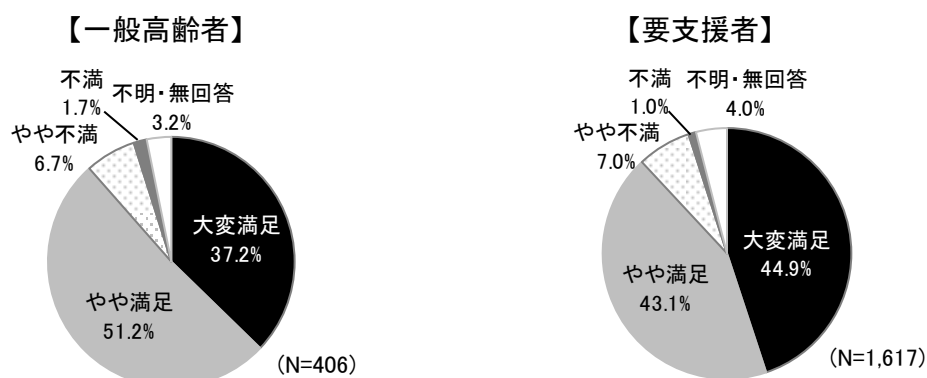
● 準基幹地域包括支援センターの設置

23 か所の地域包括支援センターのうち、4 か所を準基幹地域包括支援センターとします。準基幹地域包括支援センターには、基本職員に加え、地域包括支援センターの担当区域を超える広い視野で、医療関係者や地域住民団体等の関係機関との連携強化の推進等を担当する職員を配置し、広域でのネットワークの構築を図ります。

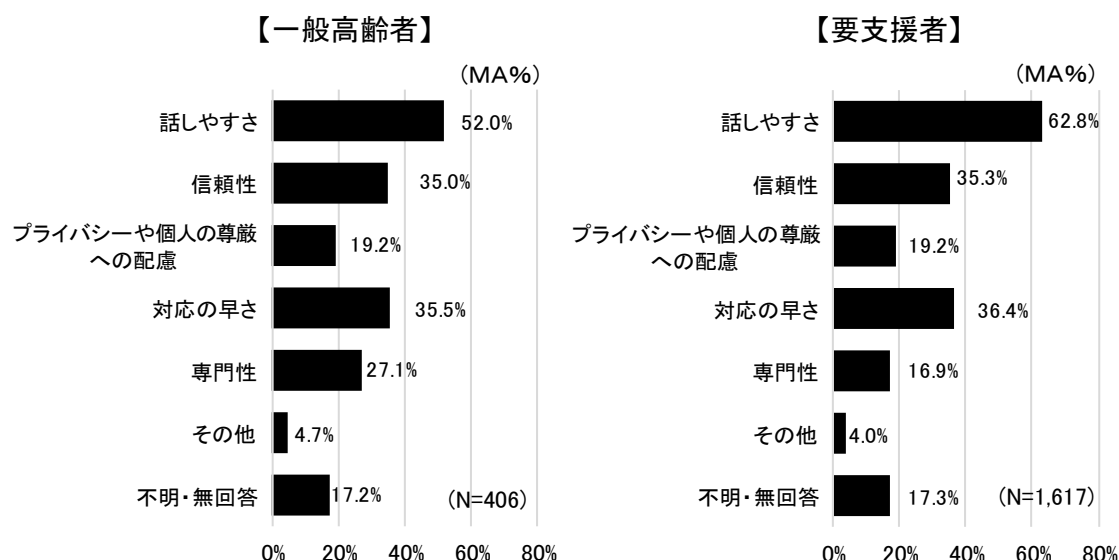
2 地域包括支援センターの機能強化

取組の方向性(課題)

問（１） 地域包括支援センターを利用した感想（高齢者実態意向調査より）



問（２） 上記を選んだ理由（複数回答可）（高齢者実態意向調査より）



- 地域包括支援センターを利用したことがある人のうちでは、「大変満足」「やや満足」が高い割合を占め、それらの回答を選んだ理由としては、「話しやすさ」「対応の早さ」「信頼性」が挙げられています。地域包括支援センターの「困りごとへの対応」については、ある程度の評価を得ていると考えられます。
- この評価を維持しつつ、地域包括支援センターの専門性を生かして機能強化を図っていきます。

取組目標

目標指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
① 地域包括支援センターを利用した感想を選んだ理由として「専門性」を挙げた人の割合	一般高齢者 27.1% 要支援者 16.9% (令和２年１月調査)	増 (令和５年１月調査予定)

実施事業等

(1) 地域包括支援センターの体制確保

地域包括支援センターの担当する圏域の高齢者人口に応じて配置している基本職員である保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）に加え、認知症担当職員を配置します。今後も業務量及び業務内容に合わせて人員体制の見直しをしていきます。

(2) 専門性を生かした地域包括支援センターの運営

● 介護認定非該当者への介護予防ケアマネジメント

介護認定等を申請した結果非該当となった人や、地域の通いの場で把握した支援が必要と思われる人に対して状況を確認し、必要に応じて支援や介護予防活動へつなぎます。

● 総合相談支援

介護・福祉・保健・医療など、高齢者の様々な内容の相談に対応し、地域における高齢者の実態把握や多様な社会資源のネットワーク化等によって、高齢者の支援ニーズを把握し、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

● 権利擁護

総合相談支援の中で、消費者被害や虐待の防止、虐待への対応等、高齢者の権利擁護を図ります。

● 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者の生活を直接マネジメントするケアマネジャー（介護支援専門員）のアセスメント力を向上させる取組や地域の処遇困難事例の対応への支援を地域ケア会議等で行うこと、また、入退院において医療から生活の場である介護への切れ目のない連携を支援すること等、ケアマネジャーの業務の後方支援を行います。これにより、高齢者の地域での自立した生活の支援において目指すべき方向性を地域住民、ケアマネジャー、介護サービス事業者と共有します。

(3) 地域包括支援センターの評価・助言指導

地域包括支援センターの運営について、評価・助言を行うことで機能強化・質の向上を図ります。

● 地域ケア推進協議会（附属機関）による運営評価等

市は、地域包括支援センターの設置主体として、活動目標の設定や実績等の報告を受けると共に、必要な助言、指導を行います。そして、地域ケア推進協議会において、地域包括支援センターの設置及び運営に関して評価、審議を行います。

● 第三者機関による利用者視点からの評価

地域包括支援センターの公正中立な運営確保のために、第三者機関において運営状況を評価及

び公表することで、質の向上を図ります。

3 世代や分野を超えたつながりの構築

取組の方向性(課題)

- 「地域共生社会」は、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されています。(厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部)
- 高齢者福祉の分野でこれまで構築してきた「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会の一翼としての役割を担っています。地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムを深化させていくとともに、他分野との連携を進めていきます。

取組目標

目標指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
地域支えあい会議の開催回数（年間）		

実施事業等

(1) 相談機能の強化・支援体制の充実

地域の高齢者の様々な困りごとについては、地域包括支援センターが相談窓口となります。高齢者福祉の範囲での解決が難しい困りごとについては、他の相談窓口と連携していきます。困りごとへの対応や地域における多様な社会資源のネットワークの構築を通じて、地域共生社会の一翼としての役割を果たします。

- 地域包括支援センターでの総合相談支援（再掲）
- 地域支えあい会議の開催（別掲 P.14）
- 地域マネジメント会議の開催（別掲 P.14）
- 生活支援コーディネーターの配置（別掲 P.14）
- 生活支援体制検討会議の開催（別掲 P.15）
- 医療介護連携会議の開催（別掲 P.18）

(2) 他分野との連携

- 障害者福祉と介護の連携

障害福祉サービスの利用者が65歳に到達する少し前から、障害福祉サービスの相談支援事業所

と地域包括支援センターが連携してその利用者の 65 歳以降の支援について検討し、スムーズに支援の移行を行います。

- **高齢者虐待防止ネットワーク**

地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの形成に向けて、高齢者虐待防止に関わる以下の関係機関、民間団体等が連携します。

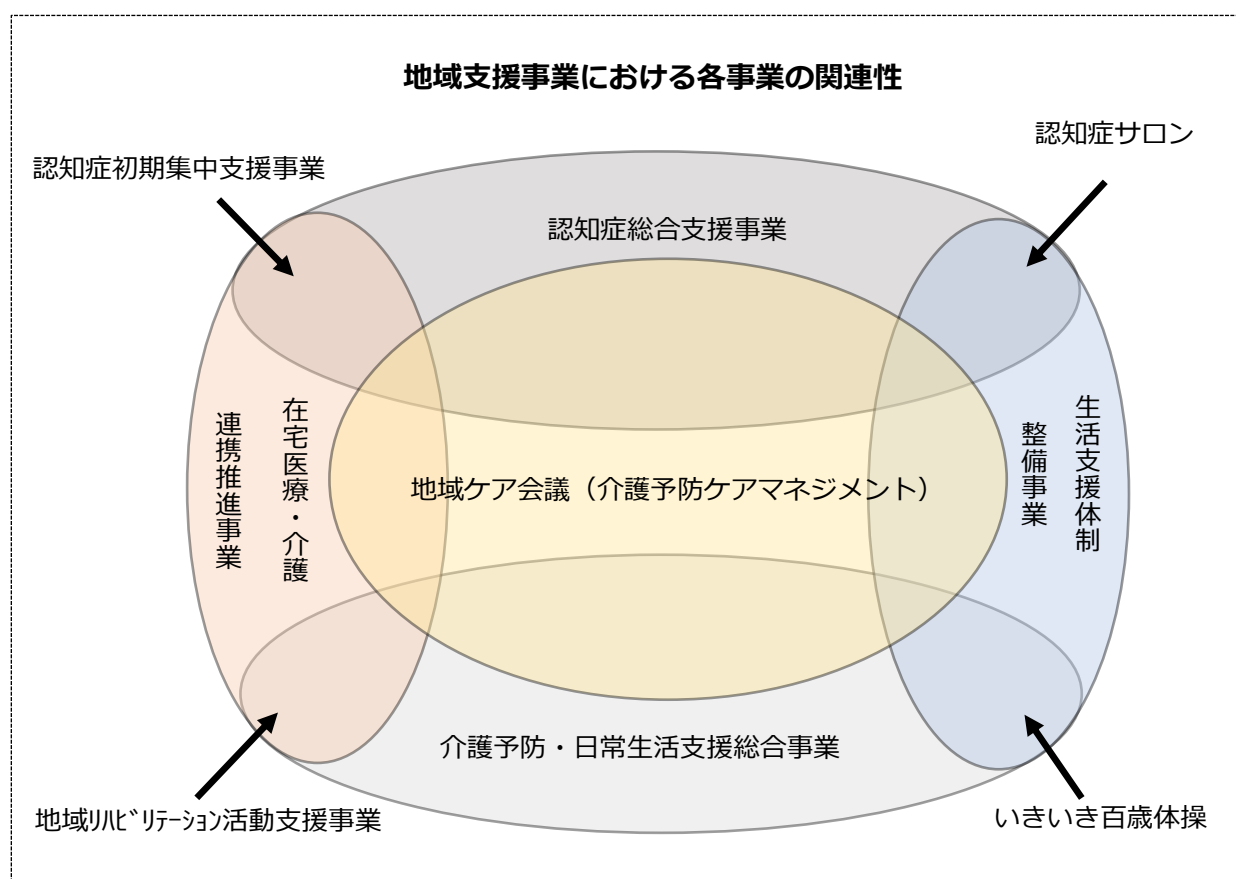
高齢者福祉関係	姫路市民生委員児童委員連合会、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、姫路市社会福祉協議会
医療関係	姫路市医師会
警察関係	兵庫県警察
権利擁護関係	兵庫県弁護士会、兵庫県司法書士会、兵庫県社会福祉士会、姫路人権擁護委員協議会、姫路市成年後見支援センター
行政関係	地域包括支援センター、姫路市

基本目標3 地域で暮らし続けるための支援の充実

1 多様なサービスの活用

取組の方向性(課題)

- 85 歳以上の高齢者の増加に伴いフレイルを起因として緩やかに生活機能が低下する高齢者の増加が見込まれます。
- そのため、相談対応の契機となることが多い要支援者に対するケアマネジメントは、利用者の困りごとへの対応に加えて、健康状態や環境など生活機能障害をきたす要因を適切に評価し、生活行為の維持・改善につなげる必要があります。また、高齢者自身が、生きがいや役割を持って生活することが介護予防につながる視点から地域の通いの場などへの「参加」の継続を目指すことも必要となります。
- そこで、本市では、地域の通いの場や多様な主体で展開される日常生活支援サービス、在宅医療・介護の連携体制及び認知症高齢者等への支援に係るサービス（地域支援事業）を効果的に活用できる体制の整備を進め、虚弱・軽度要介護高齢者の重度化予防・自立支援を図ります。



平成 30 年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「地域支援事業の運動性を確保するための調査研究事業」資料を改変

取組目標

目標指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和 5 年度）
① 地域支えあい会議の開催回数 （年間）（再掲）		
② 地域リハビリテーション活動支援 事業の実施回数		
③ 総合事業 訪問生活援助実施回数		
④ 総合事業 訪問型短期集中予防 サービス実施回数		

実施事業等

(1) 地域ケア会議推進事業

● 地域支えあい会議（地域ケア個別会議）

高齢者の個別課題を解決する機能に加え、通いの場の継続参加と通いの場を起点にした生活支援のあり方を検討することを目的として地域包括支援センターが随時開催します。

● ケアマネジメント力向上会議（地域ケア個別会議）

主にケアマネジャーの生活機能に関する評価能力と利用者の解決すべき課題と対応策を決定する能力の向上を目的として医師、歯科医師など多職種による検討を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で開催します。

● 自立支援ケア検討会議（地域ケア個別会議）

生活援助中心型の訪問介護の回数が基準より多い事例の検証と、地域包括支援センターが作成するケアプランの質向上を目的としてリハビリテーション専門職と主任ケアマネジャーによる検討会議を基幹型地域包括支援センターが開催します。

● 地域マネジメント会議（地域ケア推進会議）

地域ケア個別会議等から明らかになった地域の課題を「医療介護の一体的提供に関するもの」と「生活支援等に関するもの」に整理・分類し、課題解決を目的とした会議体につなぐための検討を準基幹地域包括支援センター管轄管内ごとに開催します。

(2) 生活支援体制整備事業

地域で展開されている通いの場の継続した運営や、地域住民によるボランティア活動をはじめとする多様な主体による生活支援サービスのあり方について協議を進めます。

● 生活支援コーディネーターの配置

地域資源の把握や開発、担い手づくりとネットワーク構築を進め、利用者のニーズに合った生

活支援サービスが提供されるようコーディネーターを配置します。

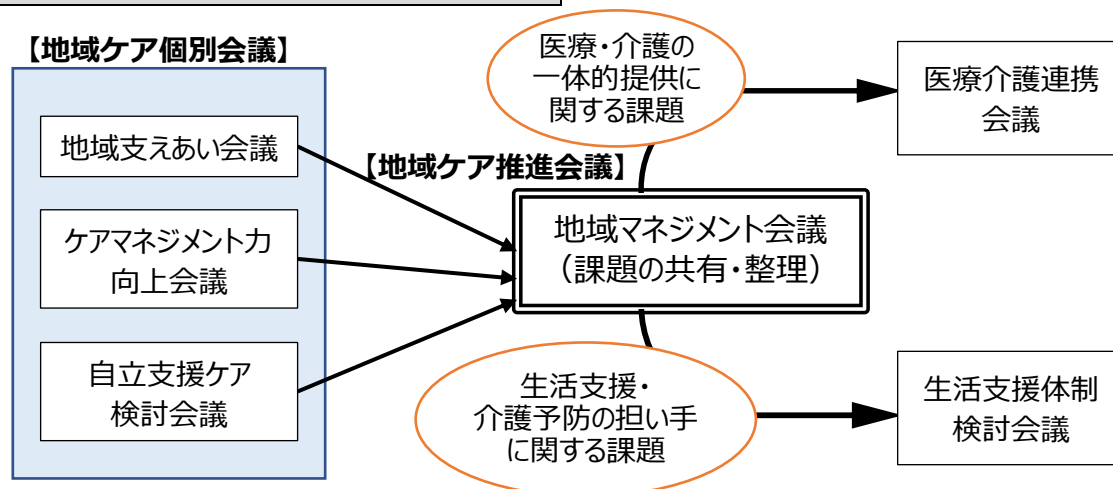
- **地区ごとの生活支援体制検討会議**

高齢者が参加できる場、役割を持てる場である地域の通いの場の運営の継続と、地区ごとの通いの場を起点とした生活支援のあり方などについて、小学校区をおおよその単位として地域住民を主体とした会議を市内の全地区で開催することを目指します。

- **全市域の生活支援体制検討会議**

各地区の取組状況や関係団体の活動などの共有や全市域単位で必要となる生活支援サービス等についての検討を年2回程度開催します。

地域ケア会議推進事業とその他会議の相関図



(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護が必要な状態になってもいきいき百歳体操に参加し続けることができるよう、リハビリテーション専門職がいきいき百歳体操の会場を訪問し、参加者の歩行能力や痛みなどの心身機能の評価、助言を行う相談会を実施します。

(4) 介護予防・生活支援サービス事業

- **総合事業訪問型短期集中予防サービス**

理学療法士等の保健・医療専門職が家庭を訪問し、自立支援・重度化予防のための指導・助言を短期間・集中的に行います。

- **総合事業訪問生活援助**

掃除や買物等の日常生活関連行為の援助を行うことで生活機能の維持が期待できる高齢者に対して、一定の研修を受講した者が家庭を訪問してサービスを提供します。

(5) 認知症初期集中支援事業（別掲 P.24）

2 リハビリテーション提供体制の充実

取組の方向性(課題)

- 要介護状態の高齢者には、身体機能低下だけでなく、認知機能低下等の多様な病態や障害があることから、介護保険で提供されるリハビリテーションは、国際生活機能分類（ＩＣＦ）による、「心身機能」「活動」「参加」の要素のうち、生活環境の調整などによる「活動」への取組、生きがい・役割を持って生活できるような居場所・出番のある地域づくりによる「参加」への取組が必要となります。
- しかし、リハビリテーションは、疾病やけがの急性期、回復期に医療保険で提供されるものと生活期に介護保険で提供されるものがあり、医療と介護間での切れ目のないリハビリテーション提供体制が必要となります。
- また、在宅で療養する高齢者の生活期のリハビリテーションには多様なサービス事業所による一体的な生活支援の取組が必要となりますが、事業所間の連携が十分に機能していないことが地域課題となっています。
- そこで、本市では、介護保険で提供されるリハビリテーション提供事業所数の拡充を図ると共に介護報酬で規定されているリハビリテーション専門職と介護職との連携を促進するための加算を効果的に活用できる体制の強化を図ります。

取組目標

目標指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
① 訪問リハビリテーション事業所 箇所数（高齢者千人当たり）		
② 通所リハビリテーション事業所 箇所数（高齢者千人当たり）		
③ リハビリテーションマネジメント 加算Ⅱ以上算定数		
④ 生活機能向上連携加算算定数		

実施事業等

(1) ケアマネジャーとリハビリテーション専門職との連携強化

ケアマネジャーとリハビリテーション専門職間でリハビリテーションマネジメント加算の効果的な活用方法の標準化を図ることを目的とした事例検討会の開催を支援していきます。

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業（再掲）

3 多職種によるチームケアの提供

取組の方向性(課題)

- 85 歳以上の高齢者の増加に伴い、慢性疾患や認知機能の低下に伴う日常的な医学的管理と介護を同時に必要とする高齢者の増加が見込まれます。加えて、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省 平成 30 年 3 月改訂）」の普及に伴い、多様な住まいで終末期ケアを希望する利用者が増加することも予想され多職種によるチームケアの必要性が高くなります。
- また、兵庫県保健医療計画に示されている在宅医療の提供体制を整備するためには、医療と介護サービスの一体的な提供について効率化を図る必要があります
- これらの課題を解決するために本市では、平成 26 年より姫路市医師会と^{きょうどう}協働して、医療、介護関係者の協力の下、「心豊かに最期まで暮らせるわが町を目指して、医療と介護の提供体制を整える」を共通目標とした種々の取組を行っています。
- 今後は、地域ケア会議等で確認された地域課題への対応と、「入退院時」「日常の療養」「看取り」の場面ごとに「介護予防・重度化予防」と「認知症の人への対応」「効率的なサービス提供」の視点で取組を強化して、在宅療養の継続を支援できるように体制の強化を図ります。

取組目標

目標指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和 5 年度）
① リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上算定数（再掲）		
② 医療機関以外で亡くなった人の割合（場所別の死亡率）		
③ 「介護が必要となった場合も自宅で生活できると思う」の回答率（高齢者実態意向調査）	一般高齢者 35.3% 要支援者 27.3% （令和 2 年 1 月調査）	（令和 5 年 1 月調査予定）
④ 認知症初期集中支援事業の利用者数（別掲）		
⑤ 退院退所加算算定数		

実施事業等

(1) 医療介護連携会議

在宅医療・介護連携に係る地域課題を確認し多職種で課題解決に向けた取組を進めており、今後は、以下の取組の成果の周知を図っていきます。

- **介護予防・重度化予防に関する取組の成果**

高齢者が虚弱状態になることを予防するための市民向けのリーフレット

治療中や要介護状態の人も「いきいき百歳体操」に参加できるようにするための医療職向けのリーフレット

- **認知症の人への対応に関する取組の成果**

認知症の人が新たに医療サービスを受けるときの支援方法についての医療・介護関係者向けのガイドライン「認知症の人の医療サービス利用のためのガイドライン」

- **効率的なサービス提供に関する取組の成果**

新たに在宅医療等を利用するときの流れなどを掲載したケアマネジャー向けの手引き

(2) 入退院時の取組

- **病院・在宅連携ルールの運用**

病院の連携支援に関わるスタッフと居宅介護支援事業所のケアマネジャーによる協議を定期的に行い、患者・利用者が切れ目なく医療と介護サービスを受けられるよう情報提供・共有、調整に関する手順や使用書式の見直しを行います。

(3) 日常の療養に関する取組

- **れんけい手帳の運用**

本人・家族と医療・介護の関係者が体調や生活状況に関する情報を共有するためのれんけい手帳の運用を行います。

(4) 看取りに関する取組

- **市民・専門職向けへの啓発**

住民向けにゲーム形式でアドバンス・ケア・プランニング（人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス）についての理解を深める市民向けの講座や専門職向けの事例検討会や研修会を実施します。

(5) 医療・介護関係者への支援

医療機関や介護関係者の連携を推進するための相談窓口と連携推進のための研修を主な業務と

する姫路市在宅医療・介護連携支援センターを姫路市医師会に委託して設置します。

基本目標 4 認知症とともに暮らす地域の実現

1 認知症にやさしい地域づくり

取組の方向性(課題)

- 認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域を共に作っていくことが求められています。
- そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される職域や学校教育等に拡大する必要があります。また、今後は、認知症の人や家族の支援ニーズを認知症サポーターが中心となってつなぐ仕組みの構築が必要となります。
- また、認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなり、多くの認知症の人に希望を与えるものであると考えられることから、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信していくことが重要となります。
- そこで、認知症サポーター養成講座の活用方法や、認知症サポーターが地域で活躍できる機会の充実を図っていきます。また、認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う場を設置します。

取組目標

目標指標	現在値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
① 認知症に関する相談窓口を知っている割合（高齢者実態意向調査）	一般高齢者 26.9% 要支援者 29.7% (令和2年1月調査)	
② 認知症サポーター養成講座の受講者数		

実施事業等

(1) 認知症に関する理解の促進

● 認知症サポーター養成事業

地域団体等からの要望による認知症サポーターの養成を進めると共に、市職員をはじめ生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される職域や教育機関向けに認知症サポーター養成講座を開催します。

● 市民向けの啓発

世界アルツハイマーデー等の機会を捉え認知症の理解を促進していきます。

(2) 相談支援体制の充実

● 相談窓口の設置

高齢者の総合相談窓口であり、認知症相談センターの機能を持つ地域包括支援センターを認知症に関する相談窓口として周知を図ります。

● 認知症ケアパスの活用（予防）

認知症ケアパスを積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報と共に、具体的な相談先や受診方法等を伝えていきます。

● 認知症高齢者に対する権利擁護の周知

成年後見制度の利用促進や消費者被害防止施策の推進、虐待防止施策の推進等に取り組み、高齢者の権利擁護を推進します。

(3) 地域づくりの推進

● 認知症サポーターの活動促進

認知症サポーターを対象に実際の取組例の紹介やサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるための講座を開催します。

● 認知症の人を見守る体制の充実

認知症サポーター養成講座を受けた事業所に対し、「認知症の方にやさしい事業所」登録を推進し、認知症の人が安心して生活できる体制づくりを進めます。

● 認知症地域支援推進員の活用

準基幹地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が主体となり、認知症の人や家族の支援ニーズを認知症サポーターが中心となってつなぐ仕組みを構築します。また、認知症の人を見守るための関係機関・団体との連携を促進します。

(4) 認知症の人からの発信支援

● 本人ミーティング等の実施

認知症の人本人同士で語りあうことができ、本人及び家族が専門家への相談することもできる「共生」の場を創設します。また、認知症の人自身の希望や必要としていること等を、当事者団体などを通して発信できるように取り組みます。

(5) 若年性認知症施策の強化

若年性認知症の人などが専門家へ相談できる機能を備えた、認知症の人やその家族が集える場を創設し、本人同士で語り合うことや社会参加への支援等の取組を進めます。

2 認知症になるのを遅らせるための取組

取組の方向性(課題)

- 認知症予防には、①認知症の発症遅延や発症リスクの低減（一次予防）、②早期発見・早期対応（二次予防）、③重症化予防、機能維持、行動・心理症状（BPSD）の予防・対応（三次予防）があります。したがって、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ということを意味しています。
- 認知症の予防には、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。そのため、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人だけでなく一般市民や高齢者全般を対象とした社会参加活動・学習等の活動の場を活用し、その活動を推進することが必要となります。
- そこで、高齢者が身近に通える場等の拡充を推進します。また、通いの場を活用し、認知機能低下がある人や、認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、医療機関等とも連携した支援体制を整備します。

取組目標

目標指標	現在値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
① 地域の活動の場に月1回以上参加している人の割合（高齢者実態意向調査）	一般高齢者 要支援者 （令和2年1月調査）	
② 認知症サロンの参加者数		
③ 認知症サロンのグループ数		

実施事業等

（1）通いの場の充実

● 認知症サロンの運営支援

認知症であるか否かに関わらず、地域の高齢者が自由に参加することができる活動により、高齢者同士又は高齢者和其他の世代との交流を促進し、又は高齢者が地域から孤立化すること等を防止することによって認知症の早期発見及び進行防止並びに介護予防等を図ることを目的とした認知症サロン活動を支援します。

（2）認知症の早期発見・早期対応の取組

● 認知症サロンでの早期発見・早期対応

地域包括支援センターの担当者が、認知症サロンの参加者に対し定期的に生活機能や認知機能

に関するセルフチェックの機会を提供します。軽度認知機能障害（MCI）の疑いのある人については、地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症疾患医療センターが連携し適切な受診につながるよう支援します。

また、MCIの人には、健康管理や運動習慣の定着化を働き掛けるなどし、認知症サロンに通い続けることができるよう支援を行います。

この取組の中で、生活習慣や基礎疾患と認知症との関係や影響を検証し、今後の認知症の予防を含めた認知症施策への反映を検討します。

- **認知症初期集中支援事業**（別掲 P.24）

3 認知症になっても地域で暮らし続けるための取組

取組の方向性(課題)

- 認知症の人に対するケアは、認知症の人の個性や想いを尊重し、できないことではなく、できることやできる可能性のあることに目を向けて、本人が有する力を最大限に生かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう支援することが求められています。
- このようなケアを実現するためには、ケアに関わる全ての者が、認知症の類型や進行段階を理解し、生活機能の変化に応じた支援を行っていく必要があることを認識すべきです。
- また、一人暮らしの高齢者の増加に伴い、今後一人暮らしの認知症高齢者も増加することが予想されます。一人暮らしの認知症高齢者は、介護者や身元保証人が不在なために医療やケアを受けることが困難になることが多く、消費者被害などから生活の継続が難しくなる危険性もあるため支援体制の充実が必要となります。
- そこで、認知症の類型や進行段階、生活環境に応じた適時・適切な医療・介護の提供ができる体制の構築を図ります。

取組目標

目標指標	現在値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
① 認知症初期集中支援事業の利用者数		
② 成年後見制度の利用者数		

実施事業等

(1) 適時・適切な医療・介護の提供

- **在宅医療・介護連携推進事業**

姫路市医療介護連携会議で作成された「認知症の人の医療サービス利用のためのガイドライン」(P.18)の普及を進めるなど、医療介護関係者による認知症の人への対応に関する取組を進めます。

- **認知症初期集中支援事業**

複数の専門職がチームとして、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。また、生活支援検討会議を通して、改善策や予防策を介護関係者と共有することで認知症の人に対する地域ケア力の向上を図ります。

- **相談支援体制の充実**

認知症ケアパスの活用や認知症疾患医療センターとの連携等により、地域包括支援センターの相談機能の質の向上を図ります。

(2) 介護者への支援

- **認知症ケアパスの活用**

認知症の家族等が、認知症の人に対する多様なサービスを活用することで介護離職の予防につながるほか、家族等が認知症の人を理解し適切に対応できるようになることで認知症の人の行動・心理症状（B P S D）の予防につながります。

(3) 認知症バリアフリーの推進

- **成年後見制度の利用促進**

ひとり暮らしの高齢者等の成年後見制度の利用に関する支援を成年後見支援センターと地域包括支援センターが連携して取り組みます。

- **認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業**

行方不明時に早期発見、早期保護、事故防止を目的として、GPS 端末を保持するための費用の補助や、地域包括支援課の連絡先を二次元バーコードで記載したシールの配布をします。